

家畜衛生だより 平成 29 年 3 月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073 - 462 - 0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739 - 47 - 0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735 - 58 - 1481

○注意！ 高病原性鳥インフルエンザ発生

すでに皆様には情報を入れていますが、3月23日に宮城県と千葉県で、2月4日以来の高病原性鳥インフルエンザの発生がありました。国内では11例目と12例目の発生です。

渡り鳥が帰郷のため移動する季節になっており、しばらく沈静化していた高病原性鳥インフルエンザの発生が散発する恐れがあります。

平素実施して頂いていますが、あらためて飼養衛生管理基準の確認をお願いします。

- (1) 野鳥、ネズミなどの野生動物を鶏舎に侵入させない。
防鳥ネットの設置、鶏舎の壁や屋根等の破損部の修繕、除糞ベルトや壁の隙間などを塞ぐ など
- (2) タヌキや野鳥を鶏舎に近づけない。
死亡家禽を鶏舎内に保管しない、鶏舎周辺の草刈りや伸びている木の枝の剪定など
- (3) 鶏舎周辺、長靴などを消石灰等で消毒しましょう。
- (4) 関係者以外の農場への出入りは制限しましょう。
- (5) 異常が見られた場合には、すぐに家畜保健衛生所に連絡して下さい。

○アニマルウェルフェアをご存じですか？

アニマルウェルフェア (Animal Welfare) は、日本語では、「動物福祉」や「家畜福祉」と訳される場合がありますが、家畜(産業動物)部門においては、

「**快適性に配慮した家畜の飼養管理**」と定義しています。

近年、家畜の飼養管理について、アニマルウェルフェアの観点から見直す動きがあり、日本でも、6つの畜種別（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬）に様々な知見を踏まえて、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を策定し、その普及に努めています。

アニマルウェルフェアに先進的に取り組んでいる欧州では、密飼い等の近代的な畜産のあり方について問題が提起され、英国でもたらされた「5つの自由」を中心にアニマルウェルフェアの概念が普及し、この「5つの自由」が満たされることが重要とされています。

英国で提起された「5つの自由」

- 飢餓と渇きからの自由
健康で生き生きとした状態を維持するために必要な新鮮な水や食物をすぐに得られること
- 苦痛、傷害又は疾病からの自由
これらの予防と迅速な診断および治療をすること
- 恐怖及び苦悩からの自由
精神的な苦しみを生じさせない状況や取扱いを確保すること
- 物理的、熱の不快さからの自由
環境内のストレスから避難できる場所や快適な休息場所など、適切な飼養環境を提供すること
- 正常な行動ができる自由
その動物種に合った飼養面積、適切な設備、仲間を提供すること

家畜を快適な環境で飼うことは、家畜が健康であることによる安全・安心な畜産物の生産につながりますし、生産性の向上にも結びつきます。また、近年、消費者ニーズも、畜産物の品質を安全と味などによってのみ評価するのではなく、家畜の飼育状態によっても判断する傾向もみられています。

アニマルウェルフェアへの対応は、日々の家畜の観察や記録、丁寧な扱い、良質な飼料や水の給与等による適正な飼養管理が重要で、飼養衛生管理基準の遵守にもつながります。

一度、アニマルウェルフェアの観点から、日々の作業に取り組んでみてはいかがでしょうか。

不明な点等がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。